



® 平成 29 年 4 月 17 日 (月)

No. 14426 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] (1)

☆特許庁人事異動..... (16)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害差止等請求事件

(スキンケア用化粧品－進歩性欠如による特許無効の抗弁)

ー平成27年(ワ)第23129号、平成28年8月30日判決言渡ー

事案の概要

本件は、発明の名称を「分散組成物及びスキンケア用化粧品並びに分散組成物の製造方法」とする特許第5046756号の特許権を有する原告が、被告に対し、被告による被告製品の製造販売が特許権侵害に当たると主張して、①特許法100条1項及び2項に基づく被告製品の生産等の差止め及び廃棄、②民法709条、特許法102条2項に基づく損害賠償金(内金請求)及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

判示事項



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
河合 隆慶
中山 健一
坪内 伸
田中 達也
西尾 隆弘
朴 瑛哲
市枝 信之
鈴木 麻菜美

塚中 哲雄
鈴木 治
村松 由布子
甲原 秀俊
高橋 林太郎
石川 雅章
真能 清志
君塚 絵美
大島 かおり

澤田 達也
福尾 誠
寺嶋 勇太
太田 昌宏
福井 敏夫
永久保 宅哉
石井 裕充
阿部 拓郎
田中 睦美

富田 和幸
齋藤 恭一
結城 仁美
吉澤 雄郎
酒匂 健吾
色部 暁義
藤本 一
井上 高雄
宮谷 昂佑

下地 健一
池田 浩
川原 敬祐
小松 靖之
柿沼 公二
田浦 弘達
高木 義和
辻 啓太
廣 昇

大倉 昭人
吉田 憲悟
岡野 大和
伊藤 怜愛
神 紘一郎
門田 尚也
鈴木 俊樹
塩川 未久

栗野 晴夫
山口 雄輔
前田 勇人
片岡 憲一郎
坂本 晃太郎
加藤 正樹
内海 一成
橋本 大佑

所員174名うち弁理士63名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners

電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

1 争点 (1) (構成要件1-C「pH調整剤」の充足性)について

原告が被告製品に含まれるクエン酸が「pH調整剤」に当たると主張するのに対し、被告は、上記クエン酸は被告製品のpHを5.0～7.5の範囲にするものでなく、その量もごく微量であるから、「pH調整剤」に当たらないと主張するので、以下検討する。

本件発明の特許請求の範囲の文言上、「pH調整剤」の具体的な内容については記載がなく、本件明細書には「pH調整剤としては、一般にこの用途で用いられるものであればいずれも該当し」との記載がある(段落【0065】)。これらのことからすれば、「pH調整剤」とは、その字句のとおり、pHを調整する剤をいうと解するのが相当である。

そして、クエン酸は本件明細書においてpH調整剤として例示されているところ(段落【0065】)、被告製品からクエン酸を取り除くとpHが大きく変化することが認められ、被告製品に含まれるクエン酸はpHを調整する機能を有しているといえることができる。したがって、被告製品は構成要件1-Cを充足するというべきである。

被告の主張はいずれも採用することができない。

したがって、被告製品はいずれも本件発明の各技術的範囲に属するものと認められる。

2 争点 (2) (乙6ウェブページに掲載された発明(乙6発明)に基づく進歩性欠如)について

(1) 乙6発明と本件発明の一致点及び相違点

ア 乙6ウェブページは本件特許の出願前である平成19年6月14日にインターネット上で公開されたものであるから、乙6ウェブページに掲載された乙6発明は日本国内において電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(特許法29条1項3号)に当たる。

そして、証拠(乙6)及び弁論の全趣旨によれば、乙6発明は、水、グリセリン、クエン酸(本件発明の「pH調整剤」に相当する。)、リン酸アスコルビルマグネシウム、オレイン酸ポリグリセリル-10(同「ポリグリセリン脂肪酸エステル」に相当する。)、ヘマトコッカスプルベアリス油(同「アスタキサンチン」に相当する。)、トコフェロール、レシチン(同「リン脂質」に相当する。)等の35の成分を含む美容液(同「スキンケア化粧料」に相当する。)に関する発明であり、このうちオレイン酸ポリグリセリル-10、ヘマトコッカスプルベアリス油及びレシチンはエマルジョン粒子となっているものであると認められる。

そうすると、本件発明と乙6発明は、本件発明のpHの値が5.0～7.5の範囲であるのに対し、乙6発明のpHの値が特定されていない点で相違し、その余の点で一致する。

イ これに対し、原告は、当業者は乙6ウェブページに掲載されている内容は原告旧製品の全成分であると認識するところ、原告旧製品のpHの値は7.9～8.3であるから、本件発明と乙6発明の相違点は、本件発明のpHの値が5.0～7.5の範囲であるのに対し、乙6発明のpHの値が7.9～8.3の範囲である点となる旨主張する。

そこで判断するに、原告の上記主張は、原告旧製品自体の成分を検査すればpHの値を知ることができるということとどまるものであって、本件の関係証拠上、技術常識を踏まえてみても乙6ウェブページに掲載されている内容自体からpHが7.9～8.3であると導くことができるとは認められない。したがって、乙6発明においてpHの値は特定されていないと解するのが相当であって、原告の上記主張を採用することはできない。

(2) 相違点の容易想到性

ア 証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(ア) 化粧品の基本的かつ重要な品質特性としては、安全性、安定性、有用性、使用性が挙げられ、化粧品の設計に当たっては、まず配合薬剤の基剤中における安定性に留意する必要がある。薬剤の安定化にはpH、温度、光、配合禁忌面から同時に配合する成分の影響を把握しておく